

廃家電や粗大ごみなど、廃棄物の処分に「無許可」の回収業者を利用しないでください!

適正な
処理が確認
できません。

ご家庭のごみは、市区町村の責任の下で適正に処理する必要があります。
市区町村の許可や委託を受けずにご家庭のごみを回収業者が収集することは認められていません。

廃棄物の処分に「無許可」の回収業者を利用しないでください!

無許可の回収業者にはこのような例があります。

詳しくはこちら→
環境省特設ページ



空き地で回収



街中を巡回



チラシを配布
インターネットで広告



遺品整理業者による
違法なごみの
引取り・処理



このようなチラシの宣伝文句にだまされてはいけません。



◆ ご家庭の廃棄物を回収するには、市の「一般廃棄物収集運搬業許可」や委託が必要です(遺品整理において発生した廃棄物も同様です)。産業廃棄物収集運搬業の許可や古物商の許可では回収できません。

◆ 無料と言いながら高額な処理料金を請求された事例もあります。



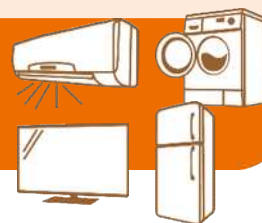
塵芥処理組合認定マーク

上記の認定マークを貼った車両以外は無許可業者です。

正しい廃棄方法は裏面へ!

家電リサイクル法の対象品目を処理する方法

(エアコン、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機)



① **買い替えるとき** 新しい商品を購入する販売店に引取りを依頼してください。

② **買い替えずに廃棄だけするとき**

以下のいずれかの方法で処理してください。
リサイクル料金と収集運搬料金が必要です。
(ただし、指定引取場所へ自ら持ち込む場合は
収集運搬料金は不要です)

● **購入した店舗へ引取りを依頼する**

その商品を購入した販売店へ引取りを依頼してください。

● **収集運搬業者へ引取りを依頼する**

右記の中間市の一般廃棄収集運搬業許可業者に収集
を依頼してください。

● **指定引取場所へ自分で持ち込む**

事前に郵便局で手続きと家電リサイクル料金の支払いを
行い、右記の指定引取場所へ直接持ち込んでください。

<家電リサイクルについての問い合わせ>

家電リサイクル券センター
0120-319-640(フリーダイヤル)
03-5249-3455(有料)

<一般廃棄収集運搬業許可業者>

新環境開発(有) (093-244-5555)
(有)聖真 (093-244-1009)
(株)SAN-KEI (093-244-3311)
渡部組(有) (093-244-5241)

<最寄りの指定引取場所>

西日本家電リサイクル
住所:北九州市若松区響町一丁目62番
連絡先:093-752-2424
久留米運送(株)飯塚店
住所:鞍手郡小竹町大字南良津92番5
連絡先:09496-2-1761

小型家電リサイクル法の対象品目を処理する方法



● **以下に設置する回収ボックスで回収しています**

対象品のうち投入口(25cm×15cm)に入るものを回収しています。
回収は施設の利用時間内に限ります。

施設名	所在地	利用時間
中間市役所(別館地下)	中間一丁目1番1号	平日 8:30~17:15
中間市体育文化センター	蓮花寺三丁目1番5号	9:00~22:00(年末年始除く)
中間・遠賀リサイクルプラザ	大字垣生1300番地	平日 8:30~17:00

● **もえないごみ・粗大ごみの日に回収しています**

回収ボックスに入らないものもえないごみとして回収しています。
もえないごみの袋に入らない物、10kg以上のものは粗大ごみとして回収しています。

※粗大ごみの回収には事前予約が必要です。

粗大ごみ受付センター(093-281-5380)

注意

- 携帯電話やパソコン等の個人情報を含む使用済み小型家電等を廃棄する場合は、ご自身で必ず事前に個人情報を削除してください。
- 電池を取り外せるものについては、取り外してから出してください。取り外した電池は、市役所等に設置している回収ボックスへ入れてください。
- 一度回収したものは、返却には応じられませんのでご了承ください。